

# 議会活性化特別委員会 調査研究結果報告書

(令和5年度～令和6年度)

「別冊」

令和6年12月

袋井市議会活性化特別委員会

# I 議員定数について評価表(総括表)

別冊①

議員定数 **21**人 (最終評価 **11.2**点)

	評価1	評価2	評価3	評価4
点数	3.3点	4.2点	2.4点	1.3点

議員定数 **20**人 (最終評価 **12.4**点)

	評価1	評価2	評価3	評価4
点数	3.3点	2.8点	2.4点	3.9点

議員定数 **19**人 (最終評価 **10.0**点)

	評価1	評価2	評価3	評価4
点数	2.2点	2.8点	2.4点	2.6点

# Ⅱ 〔A案〕 議員定数 21人

参考とした  
各種文献

※ 全国町村議会議長会 議員定数の考え方  
※ (株)廣瀬行政研究所 廣瀬和彦氏 適正な議員定数の算定手法を  
考える

## 評価の基準 (目標達成の見込み)

最終評価 **1 1.2 点**

評価項目	評価	点数	加点要因 (メリット)	減点要因 (デメリット)
評価 1		3.3 点	・類似団体定数調査 (総務省) による袋井市と類似する団体別の状況を見ると、定数 21 人以上の団体が 77 団体中 33 団体 (約 43%) あり、最も多いため適正である	・特になし
評価 2		4.2 点	・3 委員会全てを 7 人制とすることで、現在 10 ある各部の行政組織に対し、均一な行政監視機能が発揮でき、おおむね適正である (個のスキルは考慮しない) (現) 総務 7 民文 6 建経 6 ⇒ 全て 7 = 充実	・特になし
評価 3		2.4 点	・各種文献※においては 20 人～23 人であるため、総合的に判断すると、枠内の人数にあたるため、1 名の増員はおおむね適正である	・特になし
評価 4		1.3 点	・特になし	・市民アンケートの結果では「増やすべき」が全体の 2% にとどまっている。市民の意向には沿っていないものと考え、不適である

## 〔A案〕 ウェイト設定 (ウェイト加算合計 2.2 点)

評価 1 「他市議会との比較」 ウェイト 10% (0.3 点)	評価 2 「行政の監視機能」 ウェイト 40% (1.2 点)
『適正』 類似団体との比較 (人口 8 万人以上 9 万人未満) では平均 21.57 人のため適正	『適正』 行政の監視機能を平準化できるため適正 3 委員会 × 7 人 = 21 人 ⇒ 充実
評価 3 「住民代表としての役割」 ウェイト 20% (0.4 点)	評価 4 「市民の意向」 ウェイト 30% (0.3 点)
『おおむね適正』 各種文献※から見た場合、議員定数は 20 人～23 人でありおおむね適正	『不適』 市民アンケートの結果からは「増やすべき」は 3% であるため、市民の意向からは不適

# Ⅲ 〔B案〕 議員定数 20人

参考とした  
各種文献※1

※全国町村議会議長会 議員定数の考え方

※(株)廣瀬行政研究所 廣瀬和彦氏 適正な議員定数の算定手法を考える

## 評価の基準 (目標達成の見込み)

最終評価 **12.4点**

参考とした  
各種統計※2

※類似団体定数調査 (総務省)

※定数に関する調査  
(全国市議会議長会)

評価項目	評価	点数	加点要因 (メリット)	減点要因 (デメリット)
評価1		3.3点	<ul style="list-style-type: none"> <li>類似団体定数調査 (総務省) による袋井市と類似する団体別の状況を見ると、定数21人以上の団体が約43%あるうち、定数20人の団体も77団体中20団体 (約26%) と一定数あることから、ふさわしい人数であるといえるため、適正である</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特になし</li> </ul>
評価2		2.8点	<ul style="list-style-type: none"> <li>現在、定数20人に対し、1人減員となる19人で議会運営を行っており、現状よりも1人増員による行政監視を行うことができる。また、行政の複雑化にも当面の間は対応できると考えられることから、おおむね適正である</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>3委員会が均等な人数による行政監視が好ましい (現) 総務7 民文6 建経6</li> </ul>
評価3		2.4点	<ul style="list-style-type: none"> <li>各種統計※2において概ね同数の結果が出ている (各種文献※1では20~23人が妥当)</li> <li>市民アンケートの結果では「現状維持」が全体の46%あることから、住民代表の役割の面においてもおおむね適正である</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特になし</li> </ul>
評価4		3.9点	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民アンケートの結果では「現状維持」が全体の46%あり、3案の中では一番市民の意向に沿っているため適正である</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特になし</li> </ul>

## 〔B案〕 ウェイト設定 (ウェイト加算合計 2.4点)

評価1 「他市議会との比較」 ウェイト10% (0.3点)



『適正』

類似団体の状況を見ると、定数20人以上の団体が43%あり適正

評価2 「行政の監視機能」 ウェイト40% (0.8点)



『おおむね適正』

現状1人の欠員により19人での運営しているが、実質1人増となりおおむね適正

評価3 「住民代表としての役割」 ウェイト20% (0.4点)



『おおむね適正』

各種文献から見た場合20人~23人でありおおむね適正

評価4 「市民の意向」 ウェイト30% (0.9点)



『適正』

市民アンケートの結果では「現状維持」が最も多いため適正

# IV [C案] 議員定数 19人

## 評価の基準（目標達成の見込み）

最終評価 **10.0点**

評価項目	評価	点数	加点要因（メリット）	減点要因（デメリット）
評価1		2.2点	・現状、議員定数20人に対し1人減員の19人であり、議員定数1人減による議会運営も可能な範囲と判断できるため、おおむね適正である	・類似団体の状況を見ると、定数20人以上の団体は77団体中53団体（約69%）あり、19人以下は77団体中24団体（約31%）と少数である
評価2		2.8点	・現状、議員定数20人に対し1人減員の19人であり、議員定数1人減による議会運営も可能な範囲と判断できるため、おおむね適正である	・現在10部ある行政組織に対し監視機能を維持していくためには、3委員会は必要であり、1委員会の構成人数から考えると、現状より減らすことは好ましくはない
評価3		2.4点	・とくになし	・現在24ある自治会連合会単位で見た場合、議員のいない地域がより多くなる心配などもあるが、住民代表としての役割から考えると、現状の人数で役割を果たせていないとは言えないが、これ以上議員定数を減らすことは好ましくはないと判断する（全24自治会連合会中、9連合会で議員が不在）
評価4		2.6点	・市民アンケートの結果では「減らすべき」が全体の28%であり議員定数を変更をするのであれば、増やすことよりもむしろ減らすことの方が市民の意向には沿っているため、おおむね適正である	・市民の意向として最も多かったのは「現状維持」の議員定数20人である

## [C案] ウェイト設定（ウェイト加算合計 2.0点）

評価1 「他市議会との比較」 ウェイト10%（0.2点）	評価2 「行政の監視機能」 ウェイト40%（0.8点）
 『中程度』 類似団体との比較では19人以下の団体も一定数（24団体）あるため中程度とする	 『中程度』 1委員会の構成人数から考えると、これ以上減らすことは好ましくはない
評価3 「住民代表としての役割」 ウェイト20%（0.4点）	評価4 「市民の意向」 ウェイト30%（0.6点）
 『中程度』 現状の19人でも役割は果たしているが、これ以上の減は好ましくない	 『中程度』 市民アンケートの結果では「減らすべき」が2番目に多かったため、中程度とする

# I 予算決算常任(特別)委員会設置についての評価表 (総括表)

別冊②

## 〔A案〕 予算・決算常任(特別)委員会の設置 (最終評価 11.2点)

	評価 1	評価 2	評価 3	評価 4
点 数	3. 9点	3. 3点	1. 2点	2. 8点

## 〔B案〕 分割付託の継続(現状維持) (最終評価 10.1点)

	評価 1	評価 2	評価 3	評価 4
点 数	2. 6点	1. 1点	3. 6点	2. 8点

## Ⅱ 〔A案〕 予算・決算常任(特別)委員会の設置

### 評価の基準 (目標達成の見込み)

最終評価 **1 1.2 点**

評価項目	評価	点数	加点要因 (メリット)	減点要因 (デメリット)
評価 1		3.9 点	<ul style="list-style-type: none"> <li>全議員が予算全体の執行状況を確認することができる</li> <li>全議員で修正案を提出できる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>分科会方式の場合、論点調整等を行うために「運営会議」や「合同分科会」などのほか「全体会」の開催は必須であり、同様の審査を繰り返さなければならない</li> </ul>
評価 2		3.3 点	<ul style="list-style-type: none"> <li>予算・決算審査一体の委員会として県内で設置している自治体が最も多い (予算決算の両方 12 市、決算のみ 4 市、予算のみ 0 市)</li> <li>近隣自治体との足並みを揃えることで、議会運営に際しての参考事例も多く、将来、審査方法に変更が生じた場合などには、情報共有が可能となる</li> <li>全国的に主流な審査方法となっており、その流れは今後も続くものと考えられる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>先進自治体の事例などによれば、更なる検討が必要であるなどの課題等もあり、導入後も制度の修正等が必要となる可能性がある</li> </ul>
評価 3		1.2 点	<ul style="list-style-type: none"> <li>審査の幅が広がるという点においては、審査の質の向上が期待できる</li> <li>「分科会方式」であれば、現状の分割付託同様に審査の深掘りも可能である</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全体会を開催する分、会期日程が過密になる</li> <li>『先議議案』や『追加議案』のために本来予定していなかった日程を割くことが困難となる</li> <li>『本会議』と『全体会』で同様の審議を繰り返すこととなり非効率となる</li> </ul>
評価 4		2.8 点	<ul style="list-style-type: none"> <li>複数の所管にまたがる予算決算審査を議員全員が体系的に行えることにより審査の質の向上につながる</li> <li>詳細審査については、分科会において行うことができるため、議論の深掘りができる</li> <li>委員会で修正案を提出できるなど本来持つ機能を制限なく発揮することができる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ありがたい姿に近づくために、最もバランスが取れた方式であるかを考えた場合、過密スケジュールになるなどの負担増が見込まれるため、現組織体制の見直しなどのリスク対応が必要である</li> </ul>

### 〔A案〕 ウェイト設定 (ウェイト加算合計 **2.2 点**)

評価 1 「審査方法の適正度」 ウェイト 30% (0.9 点)

 『効果が高い』

歳入・歳出の所管が分かれてしまうという課題に対処できる

評価 3 「労力対効果」 ウェイト 20% (0.2 点)

 『効果が低い』

全体会を開催する分、会期日程が過密になる

評価 2 「潮流 (トレンド)」 ウェイト 10% (0.3 点)

 『効果が高い』

県内自治体へのアンケート結果では「予算・決算常任(特別)委員会」の設置が主流

評価 4 「ありがたい姿」 ウェイト 40% (0.8 点)

 『中程度』

現状の課題は解決できるため、ありがたい姿に近づくことができる手法ではある

# Ⅲ 〔B案〕 分割付託の継続(現状維持)

## 評価の基準 (目標達成の見込み)

最終評価 **10.1点**

評価項目	評価	点数	加点要因 (メリット)	減点要因 (デメリット)
評価 1		2.6点	<ul style="list-style-type: none"> <li>各委員会の専門性を活かした審査の深掘りが可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法的な制約はないが行政実例が示す「議案一体の原則」に則ることができない</li> <li>委員会における修正案の提出が困難となる</li> </ul>
評価 2		1.1点	<ul style="list-style-type: none"> <li>特になし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>予算決算に関する委員会を設置している自治体が多い一方、分割付託を採用している自治体は少ない</li> <li>予算決算審査の両方を分割付託で行っている自治体は県内で5市(袋井市含む)であり、現状かなり少ない状況である</li> </ul>
評価 3		3.6点	<ul style="list-style-type: none"> <li>各委員会の専門性を活かした審査は既に行われている</li> <li>所管部門に関してきめ細やかな審査が可能となり、議会としての提言等がより反映できる</li> <li>予算決算以外の審査と一体的に審査を行うことができ効率的である</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特になし</li> </ul>
評価 4		2.8点	<ul style="list-style-type: none"> <li>分割付託においても専門性を活かした審査を行うことは十分可能で、現状、議論の深掘りはできている</li> <li>本市議会では長年分割付託により多くの審査を行ってきており、その経験から最も効率的な議会運営を図ることができている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「分割付託」の場合、複数の委員会に跨り、議案の採決結果が食い違ってしまうような場合は、連合審査会などにより合同で審査すれば問題は解消できるが、合同で審査する場合、議案の内容により主従の関係性が発生し、採決は主の委員会で行えないため、審査の質の向上の面では課題が残る</li> </ul>

## 〔B案〕 ウェイト設定 (ウェイト加算合計 **2.1点**)

評価 1 「審査方法の適正度」 ウェイト 30% (0.6点)	評価 2 「潮流 (トレンド)」 ウェイト 10% (0.1点)
 『中程度』 法的な制約はなく、分割付託であっても、専門性を活かしたきめ細かな審査が可能	 『効果が低い』 県内自治体へのアンケート結果では「分割付託」は少なく主流ではない
評価 3 「労力対効果」 ウェイト 20% (0.6点)	評価 4 「ありがたい姿」 ウェイト 40% (0.8点)
 『効果が高い』 現状、採用している審査方法であるため、最も安定した運営が可能	 『中程度』 分割付託の利点が活かされているため、ありがたい姿に近づくことは可能である